

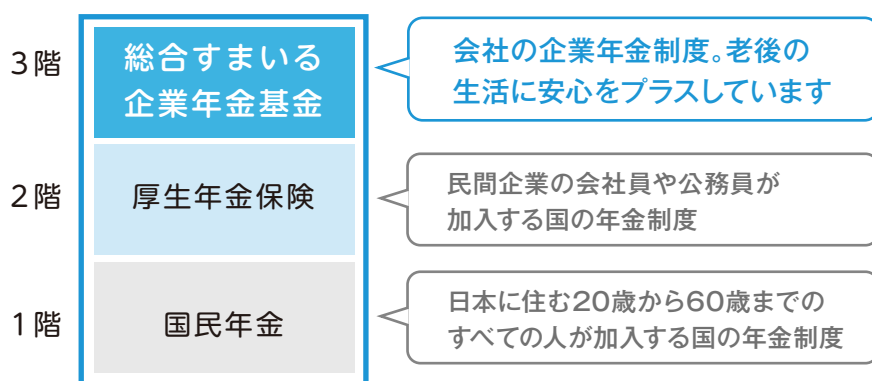
私たちの企業年金

3階建ての年金制度

私たちは、入社すると同時に「厚生年金保険」という国の年金制度に加入します。また、厚生年金保険を通じて「国民年金」にも加入することとなります。

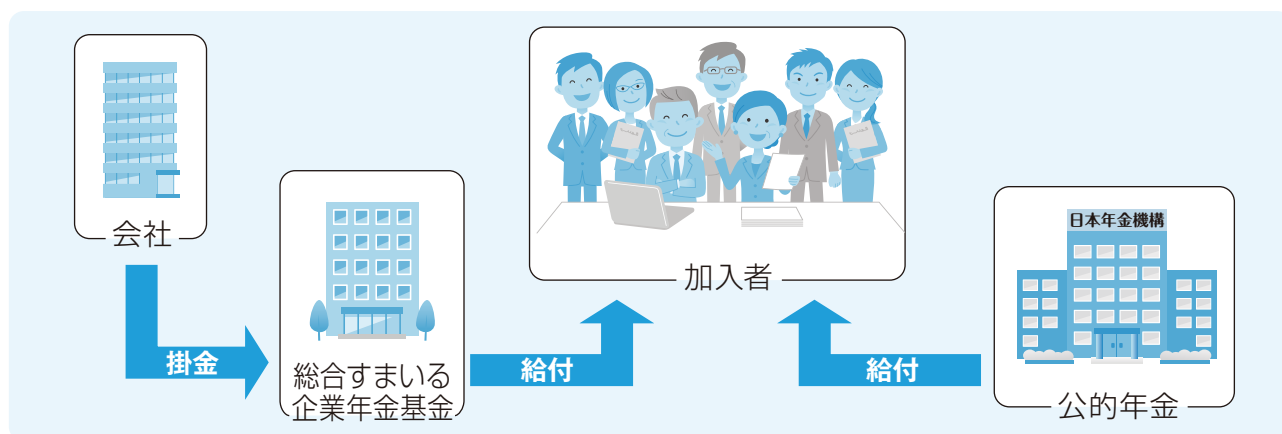
加えて、会社の企業年金制度である「総合すまいる企業年金基金」にも加入します。

つまり、公的年金(厚生年金保険、国民年金)と企業年金の3階建ての年金に加入することになります。そして将来は、国と基金の両方から給付を受けられます。



総合すまいる企業年金基金とは

- ▶ 総合すまいる企業年金基金は、複数の会社が集まり共同で年金制度を運営しています。あらかじめ、加入者期間などに応じた年金・一時金の給付のルールを定め、退職後に給付する安心感のある確定給付型の制度です。
- ▶ 事業主負担の掛金と運用収益で年金資産を確保し、年金・一時金を支払う仕組みです。
- ▶ 国の厚生年金保険料は会社と折半で負担しますが、基金の掛金については、全額会社が負担しているので、私たちの負担はありません。



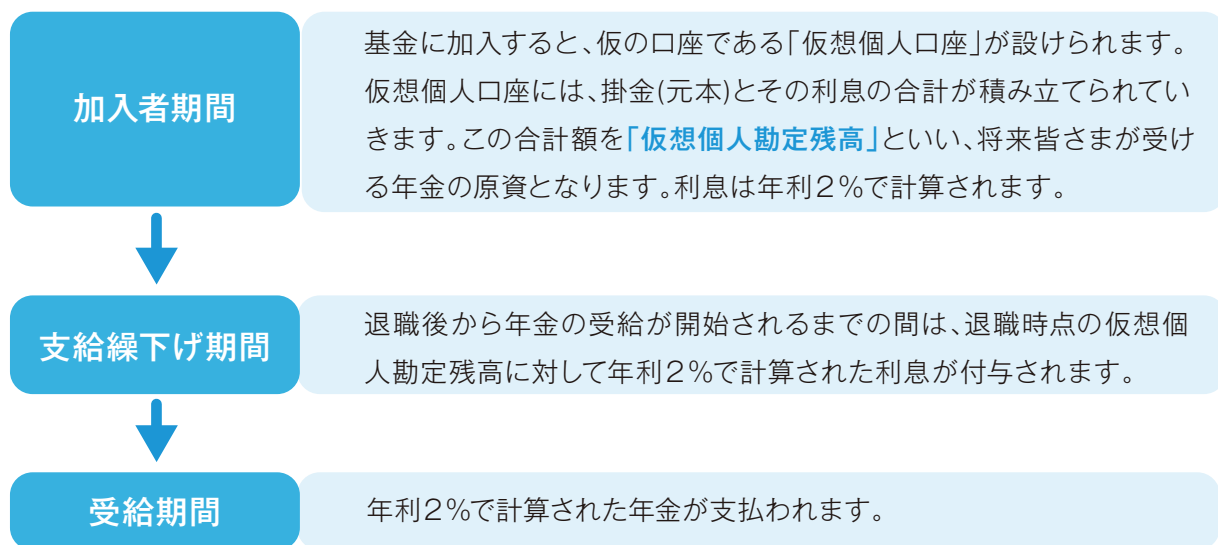
総合すまいる企業年金基金

基金の給付設計

キャッシュバランスプラン

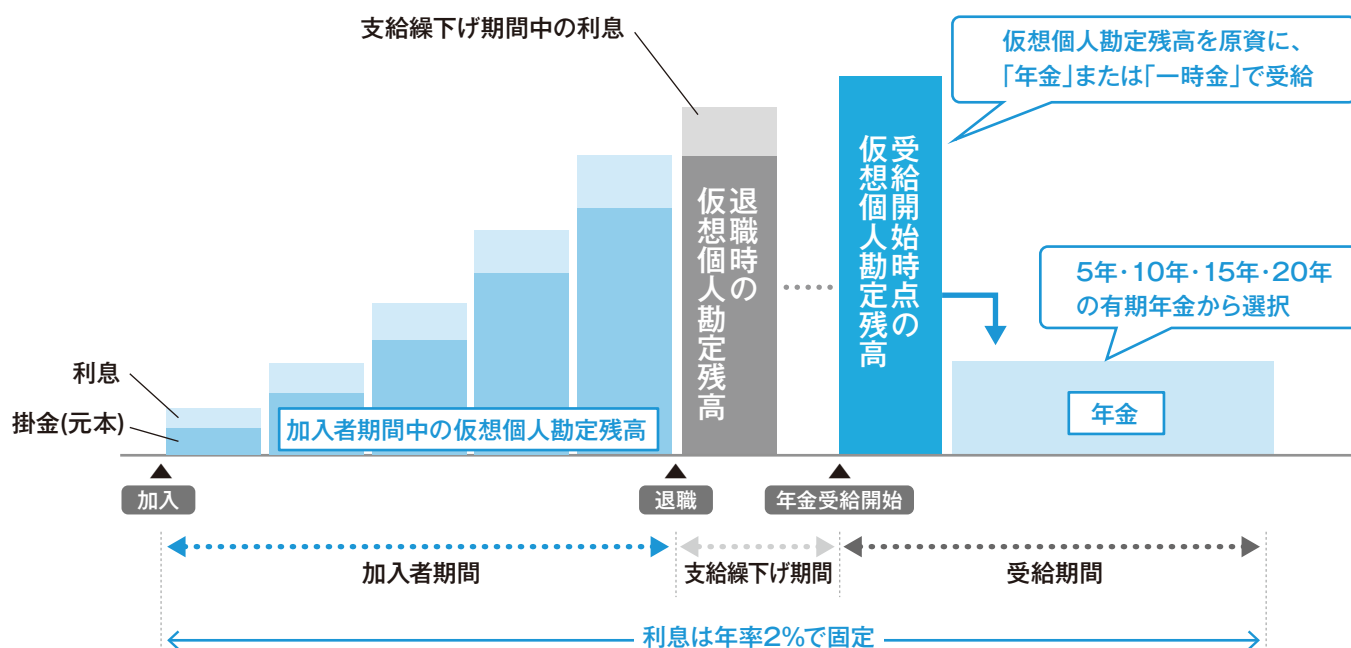
当基金では「キャッシュバランスプラン」を採用し、年金・一時金の原資を積み立てています。
加入している間の積立金への利息、年金として受ける場合につく利息ともに年利2%で計算します。

■ キャッシュバランスプランのしくみ



■ キャッシュバランスプランのイメージ

$$\text{仮想個人勘定残高} = \text{元本累計額} + \text{利息累計額}$$



基金から受けられる給付

基金から受けられる給付は、加入者期間や退職時の年齢により異なります。

総合すまいる企業年金基金では加入者期間が1ヶ月以上で給付が受けられます。

給付の種類

老齢給付金

基金に15年以上加入し退職した人が受けられる年金または一時金。
年金については、受給期間を5年・10年・15年・20年の中から本人が選択

脱退一時金

基金に1ヶ月以上15年未満加入し退職した人と、15年以上加入し55歳未満で退職した人が受けられる一時金。15年以上加入した人は、一時金の支給を繰下げて老齢給付金にすることができる。

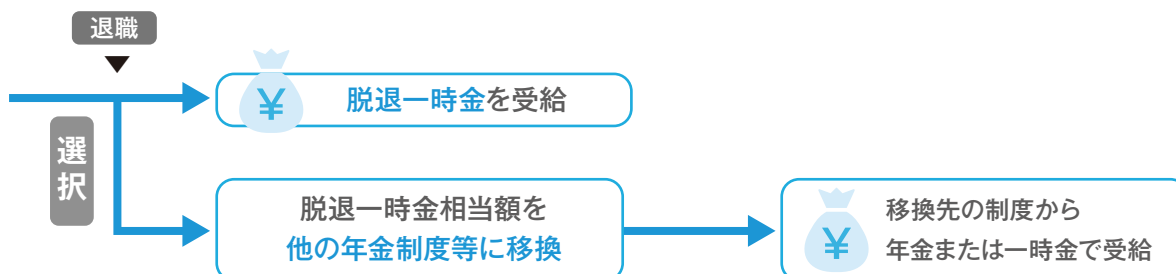
遺族給付金

基金加入者や支給繰下者および年金受給者が亡くなったときに遺族が受けられる一時金

■ 受けられる給付

1	加入者期間 1ヶ月以上15年未満	選択 ①一時金を受給 ②他の年金制度等に一時金を移換
2	加入者期間 15年以上 55歳未満で退職	選択 ①一時金を受給 ②他の年金制度等に一時金を移換 ③60歳から65歳まで支給を繰下げて 老齢給付金(年金または一時金)を受給
3	加入者期間 15年以上 55歳以上で退職	退職時から65歳までの間に老齢給付金(年金または一時金)を受給

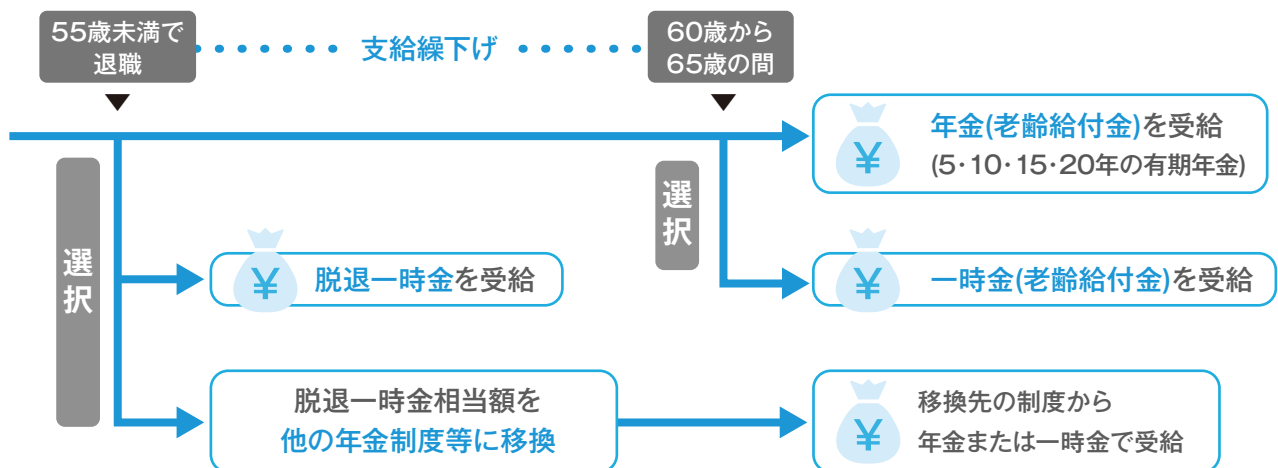
1 加入者期間1ヶ月以上15年未満で退職する場合



加入者期間1ヶ月以上15年未満の人が退職もしくは65歳に到達すると、基金から一時金が受け取れます。

また、一時金を受け取らずに、転職先の企業年金や企業年金連合会等一時金を移換し、将来の年金受給に結びつけることもできます。(P5「企業年金のポータビリティ」を参照)

2 加入者期間15年以上・55歳未満で退職する場合



- ▶ 加入者期間15年以上の人が55歳未満で退職すると、基金から一時金が受け取れます。
- ▶ 一時金を受け取らずに、転職先の企業年金や企業年金連合会等一時金を移換し、将来の年金受給に結びつけることもできます。(P5「企業年金のポータビリティ」を参照)
- ▶ 60歳から65歳まで支給を繰下げて年金または一時金で受けることができます。なお、年金受給中に一時金に代えることもできます。

3 加入者期間15年以上・55歳以上で退職する場合



加入者期間15年以上の人が55歳以上で退職すると、退職直後から65歳までの間に、基金から年金または一時金が受けられます。なお、年金受給中に一時金に代えることもできます。

遺族給付金(一時金)

万が一お亡くなりになったときに、以下の支給要件に該当する場合は、ご遺族に遺族給付金(一時金)をお支払いします。

- | | |
|------|---|
| 支給要件 | 1 加入者期間1ヶ月以上の加入者が亡くなったとき |
| | 2 脱退一時金や老齢給付金の支給を繰下げている方が亡くなったとき |
| | 3 年金(老齢給付金)の受給者で年金の支給開始後保証期間を経過せずに亡くなったとき |

●遺族給付金を請求できる遺族の範囲と優先順位

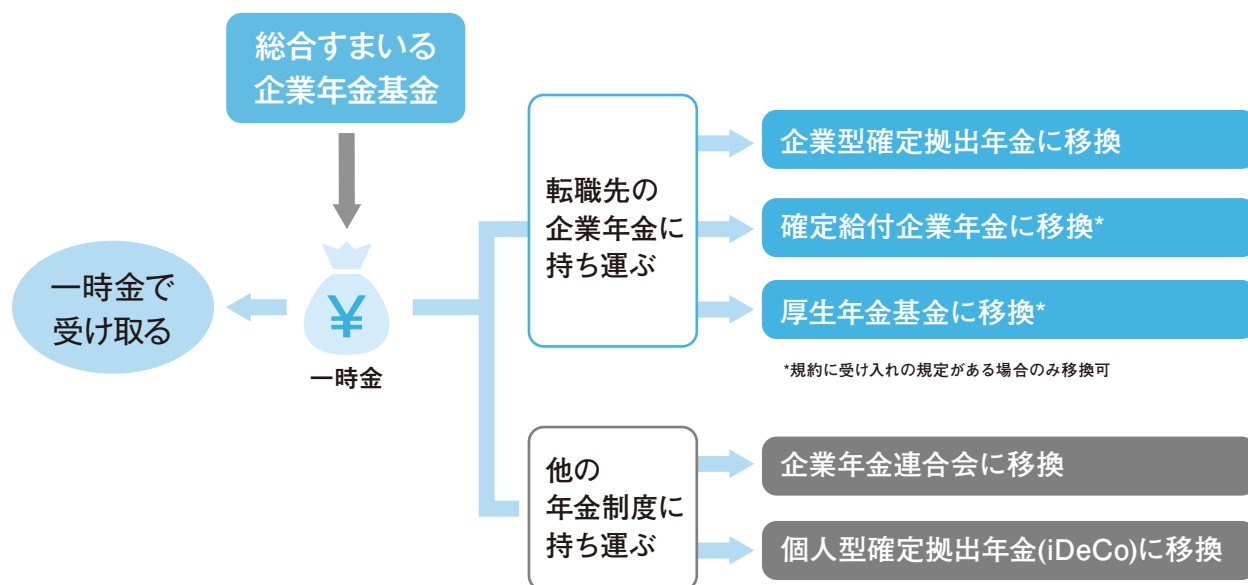
- ① 配偶者
- ② 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹
- ③ 亡くなられた人の死亡当時、その人の収入によって生計を維持していたその他の親族

企業年金のポータビリティ

基金に1ヶ月以上15年未満加入し退職した人と、15年以上加入し55歳未満で退職した人は、退職時に一時金を受けられますが、ポータビリティ(持ち運び)制度を利用して、転職先の企業年金や企業年金連合会等に一時金を持ち運び、将来の年金受給につなげることができます。

■ ポータビリティ制度のイメージ

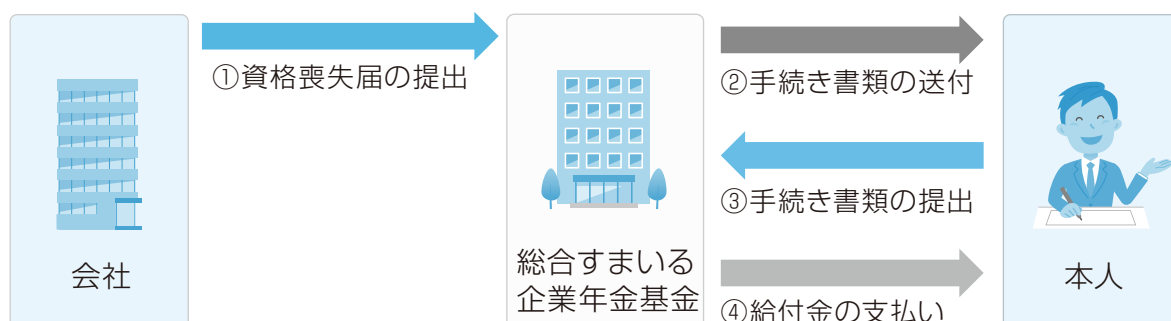
ご希望に応じて「受け取り」も「持ち運び」も選択できます



給付金の受け取り手続き

基金が会社から退職等の連絡(資格喪失届の提出)を受けると、ご自宅宛に給付金を請求するための手続き書類を送付します。

手続き書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて当基金に提出してください。



会社からの資格喪失届の提出時期

- ・会社を退職したとき
- ・65歳に達したとき

当基金からの手続き書類送付の時期

当基金で資格喪失届を受領してから
2週間程度で本人宛に送付します。

給付金を年金で受け取る

あなたのライフスタイルに合わせて受給期間を
5年・10年・15年・20年の有期年金から選択できます

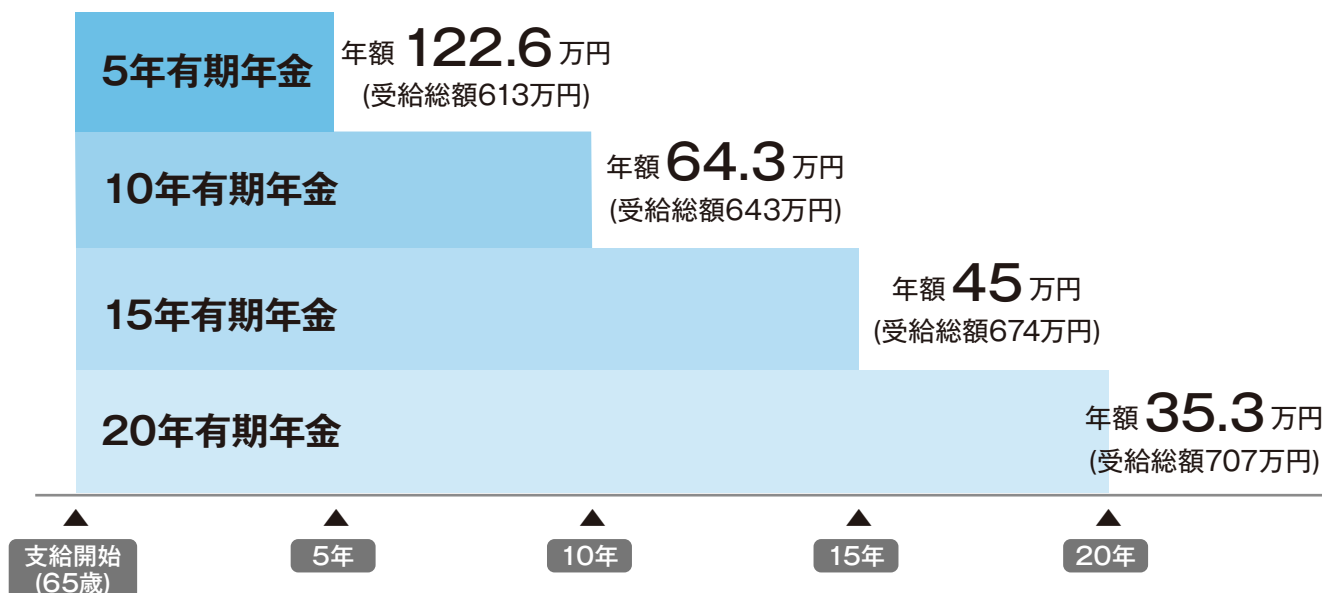
支給要件

加入者期間が15年以上の人は、以下のタイミングで年金受給を開始できます。

- 1 加入中に65歳に達したとき
- 2 55歳以上65歳未満で退職した場合は、退職時から65歳までの間
- 3 55歳未満で退職した場合は、支給開始を繰下げて60歳から65歳までの間

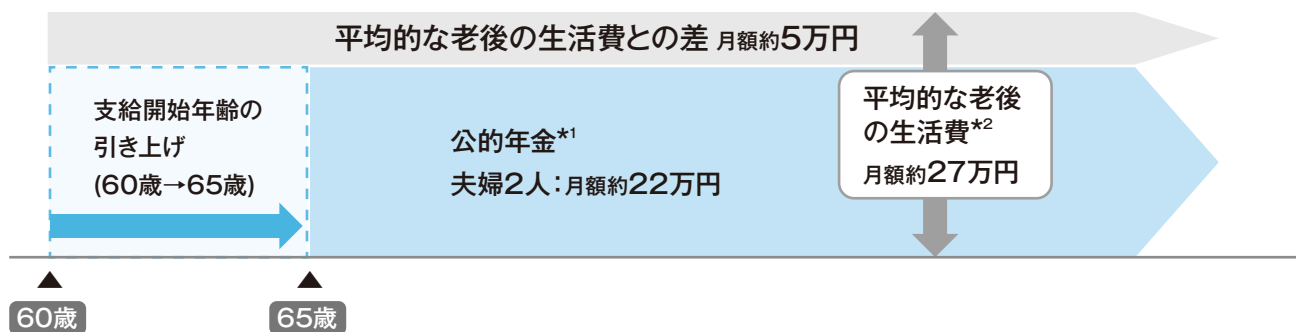
■ 年金化した場合のモデル給付額

*積立コース2%を選択している会社に20歳から加入し、65歳で退職した場合



■ 企業年金の活用

公的年金は少子高齢化の進展などによりスリム化が進み、老後に必要な生活費が月額約5万円不足します。この不足分を補うため、企業年金の活用が重要です。



*1 公的年金は、厚生労働省試算の平成30年度モデル年金

『厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)』より 月額221,277円

*2 総務省の『平成28年 家計調査年報』より

高齢無職世帯: 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯 月額267,546円

参考 加入者期間別モデル給付額

当基金では、会社ごとに積立コース(給与額の1%・2%・3%)を選択できます。

■ 積立コース1%

(単位：円)

加入者期間	年金(年額)				一時金
	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	
10年 (30歳まで加入)	—	—	—	—	341,501
15年 (35歳まで加入)	214,884	112,757	78,826	61,943	退職時： 564,736 65歳時： 1,021,257
20年 (40歳まで加入)	285,453	149,786	104,713	82,285	退職時： 828,283 65歳時： 1,356,640
30年 (50歳まで加入)	422,065	221,471	154,826	121,665	退職時： 1,492,892 65歳時： 2,005,902
40年 (60歳まで加入)	551,046	289,152	202,140	158,845	退職時： 2,375,970 65歳時： 2,618,900
45年 (65歳まで加入)	612,851	321,583	224,812	176,661	2,912,634

■ 積立コース2%

(単位：円)

加入者期間	年金(年額)				一時金
	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	
10年 (30歳まで加入)	—	—	—	—	682,998
15年 (35歳まで加入)	429,761	225,509	157,649	123,883	退職時： 1,129,465 65歳時： 2,042,480
20年 (40歳まで加入)	570,898	299,568	209,422	164,567	退職時： 1,656,557 65歳時： 2,713,247
30年 (50歳まで加入)	844,122	442,938	309,649	243,327	退職時： 2,985,766 65歳時： 4,011,770
40年 (60歳まで加入)	1,102,085	578,299	404,277	317,687	退職時： 4,751,911 65歳時： 5,237,767
45年 (65歳まで加入)	1,225,694	643,161	449,621	353,319	5,825,233

■ 積立コース3%

(単位：円)

加入者期間	年金(年額)				一時金
	5年有期年金	10年有期年金	15年有期年金	20年有期年金	
10年 (30歳まで加入)	—	—	—	—	1,024,494
15年 (35歳まで加入)	644,639	338,263	236,473	185,824	退職時： 1,694,192 65歳時： 3,063,710
20年 (40歳まで加入)	856,343	449,351	314,132	246,850	退職時： 2,484,828 65歳時： 4,069,855
30年 (50歳まで加入)	1,266,178	664,404	464,471	364,989	退職時： 4,478,636 65歳時： 6,017,636
40年 (60歳まで加入)	1,653,123	867,446	606,414	476,530	退職時： 7,127,849 65歳時： 7,856,629
45年 (65歳まで加入)	1,838,537	964,739	674,429	529,977	8,737,829

※モデル給付額は、当基金の平均給与を補正した給与を用い、20歳から65歳までの45年加入で算出。(補正後の平均給与 353,488円)

※加入者期間15年、20年、30年、40年の年金額は、退職時から65歳まで支給を繰下げた場合の年金額を記載しています。

また、一時金額は、上段は退職時に受け取る場合の金額、下段は65歳まで支給を繰下げた場合の金額を記載しています。

実施事業のご案内

■ 積立状況のご案内をお送りします

4月1日現在で65歳未満の加入者の方に対して、キャッシュバランスプランにおける前年度末時点での給付の積立状況(仮想個人勘定残高)のご案内を毎年5月末にお送りしています。

皆さまの将来の給付に関する情報が確認できます。

通知に記載されている情報

- 仮想個人勘定残高の対象となる期間
- 前年度末の仮想個人勘定残高
- 一時金見込額
- 年金見込額(加入者期間15年以上の方)
- 加入者期間、加入履歴

■ ライフプランセミナーの開催

当基金では、皆さまのこれからの人生設計・資産計画のサポートや、年金などに関する不安・疑問の解消、制度上必要な手続きのご説明などを目的に、ライフプランセミナーを開催しています。これまでの生活の見直し、これからの家庭経済を考える機会として、ご活用ください。

■ 年金相談会の実施

毎月第1・第3火曜日を「年金相談の日」として、基金事務所において、13時から20時まで年金に関する相談会を行っています。基金の年金・一時金だけでなく国の年金についても、お気軽にご相談ください。

基金ホームページのご案内

当基金のホームページでは、年金制度のしくみ、当基金の給付内容、必要な手続きおよびセミナーのご案内について、掲載しています。また、ディスクロージャー(情報公開)ページにて業務概況や資産運用状況等の報告を随時更新しております。

当基金より、皆さまに役立つ情報やコンテンツを配信していますので、ぜひ定期的にご覧ください。

<http://smilenenkin.com>

総合すまいる企業年金基金

検索



基金ホームページの一部のサイトは、ユーザー名とパスワードにより保護されています。ユーザー名とパスワードは、広報誌「すまいる」をご覧ください。か、基金事務局(TEL 03-3230-1515)にお尋ねください。

お問い合わせ先

総合すまいる企業年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国3-21-16 両国中屋ビル9階
電話 03-3230-1515 FAX 03-3238-9206